

第6期雄武町総合計画後期基本計画 策定審議会第3回総務・行財政部会 議事録

【日 時】 令和4年11月9日（水） 18：24～20：25

【場 所】 雄武町役場別館 大会議室

【出席者】 中島 克弥 部会長 三浦 健一 部会長代理
 清水 伸一 部会員 宮本 堅 部会員
(欠席者) 田口 洋 部会員 村岡 昌信 部会員
(町) 事務局～横田財務企画課長 渡部財務企画課長補佐
 櫻山企画調整係長 本村企画調整係
 説明員～林総務課長 大水住民生活課長
 藤川税財管理課長 安本消防支署長

【会議次第】

- 1 開会
- 2 部会長あいさつ
- 3 議事
(1) 第6期雄武町総合計画後期実施計画（案）について
- 4 その他
- 5 閉会

【議事録】

- 1 開会（開会時刻：午後6時24分）～ 財務企画課長
- 2 部会長あいさつ

「皆様、大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日は第3回の専門部会ということで、昨日、事務局から配付のありました後期実施計画案について、役場の各担当課長から、主要な事業についてご説明をいただけることとなっております。委員の皆さまからの、忌憚のないご質問やご意見などをいただきながら、会議をスムーズに進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。」

(以後、中島部会長が司会を進行)

3 議事

※議事に先立ち、前回（第2回）の専門部会において、部会員から『後期基本計画書（案）』の78ページ、基本施策5-20「町民主体のまちづくりの推進」の単位施策の内容に「ボランティア」という文言があつても良いのでは』と意見があつたことに対して、単位施策5-20-1「地域づくり活動の促進」の文章中に『自助・共助を基本に』とあり、「共助」は地域で共に助け合うという、ボランティアの意味も含んでいることから、あえて特筆することはしない旨事務局が回答し、了承された。

（1）第6期雄武町総合計画後期実施計画（案）について～承認

事前配付した資料に基づき、各課代表者から所管の事務事業について説明後、課ごとに質疑応答を実施。

【財務企画課】

総務・行財政部会に関する後期実施計画の11事業のうち、4事業を説明する。なお、説明する実施計画については、すべて政策目標5の「連帯感を高める協働のまち・雄武 協働によるまちづくりの推進」である。

①ふるさと応援事業（P15）※継続事業

基本施策5-22「効果的・効率的な行政運営」、単位施策5-22-4「財政の安定化」に紐づいた実施計画である。国の「ふるさと納税制度」を活用して、雄武町の応援のため寄附をくださる方々へ、地場産品を返礼し、寄附金を活かした自主財源の確保に努めるとともに、併せて町や地場産品のPRを図っているものであり、町内事業者との連携による返礼品の開発、返礼品の在庫管理や調整、PRチラシ等の作成等をおこなっている。事業費については、寄附金額の目標を毎年度、3億円に設定し、195,000千円を経費として計上している。具体的には、本町の海産物や牛肉、韃靼そば等の返礼品の購入費、宅配送料のほか、納税サイトの利用料、カード決済手数料、また、本年度からふるさと納税に関する一

部の業務を業者に代行委託したことに係る委託料などとなっている。なお、寄附金額から、これら経費を差し引いた額を「ふるさと応援基金」に積立し、小中学校の給食費の無償化、学校図書館や町の図書館の図書購入、公園の遊具整備など、主に子育て支援事業のほか、返礼品の一番人気であるホタテの漁場整備などの財源として、有効に活用させていただいている。ちなみに、令和3年度は、寄附件数25,884件、寄附金額329,004千円に対して、159,265千円を基金に積立している。また、寄附金額も、町内事業者の協力を得て、年々、右肩上がりで増えており、本年度も現在のところ、2億円を超え、昨年度を上回る寄附金額となっている。

②姉妹都市提携調査検討事業（P21）※継続事業

前期計画、令和3年度のローリングで新規登載した事業であり、基本施策5-21「多様な交流の推進」、単位施策5-21-1「国際交流・地域間交流の促進」に紐づいた実施計画である。本事業については、名前の通り、姉妹都市提携に向けた調査・検討を行う事業であり、実施可能との判断に至った時点で、ローリングにより、具体的な事業として登載しようとするものである。国際交流については、『高校生に海外交流（カナダ）事業等を推進し、グローバルな人材育成を図ります。』という、町長の選挙中の公約があり、就任後の所信表明の中でも『海外の都市と姉妹提携を結び、小・中・高校生を対象にグローバルな人材育成を検討してまいります。』と述べている。過去、竹下内閣時代（昭和63年～平成元年）に「ふるさと創生事業」ということで、各自治体に使い道自由の1億円が配分され、本町でも温泉の掘削に50,000千円、人材育成的な基金に残りの50,000千円積立し、毎年度、小学生・中学生・高校生・社会人を海外に派遣していたことがあるが、今回は、対象は、主に高校生になるものと思うが、中学生も含めてグローバルな人材育成を図るため、海外の国と姉妹都市提携を正式に締結して、事業を進めるものであるが、まずは、過去の海外派遣事業の効果や検証、事業を終了した経緯など、総括をして取り進めていきたいと考えている。

③移住促進対策事業（P23）※継続事業

基本施策5-21の「多様な交流の促進」、単位施策5-21-3の「移住・定住の促進」に紐づいた実施計画である。前期計画からの継続事業ではあるが、後期は、移住・定住施策に力を入れることとして、単位施策に「移住・定住の促進」を新設している。本事業の内容については、本町への移住を希望・検討する人へ町公式ホームページ等により情報提供するとともに、各種移住支援策を実施することにより、本町への移住者を増やし人口の増加につなげるもので、移住専用WEBページの運営、町有宅地の無償貸付とその後の譲渡、お試し暮らし住宅（末広町一区にある「宮の森荘」）の提供（コロナ禍で令和2年度から休

止）を実施している。また、本年度に準備をして、町公式ホームページに、新たに空き家バンクを開設し、移住・定住につなげていきたいと考えている。「移住支援事業移住支援金」であるが、国の補助制度であり、継続されるかもしれないが、現在のところ、令和6年度までの事業となっており、東京圏から本町に移住した者が、移住支援金の対象法人の求人を充足して定着に至った場合、移住支援金を交付するもので、単身の場合 600 千円、2 人以上の世帯の場合 1,000 千円に子ども 1 人につき 300 千円が交付されることから、2 人以上の世帯で 3 人のお子さんがいるとして 1,900 千円を計上している。なお、2 分の 1 の 950 千円は国から、4 分の 1 の 475 千円は北海道から交付されるため、町は 4 分の 1 の 475 千円を負担する。町としては、人口減少対策として、移住・定住施策のほか、交流人口・関係人口の増加も図っていかなければならないと思っており、さらなる施策の充実を図っていかなければならないと考えている。

④地域おこし協力隊活用事業（P24）※新規事業

前期は移住促進対策事業の中で実施していたが、今回、特出しして実施計画を立ち上げた。これも、基本施策 5-21「多様な交流の推進」、単位施策 5-21-3「移住・定住の促進」にぶら下がる実施計画である。本事業の内容については、国の地域おこし協力隊制度を活用し、地域の活性化に意欲のある人材を本町に呼び込み、地域力の維持向上を図るもので、任期 3 年の満了後の定住につなげていきたいと考えており、毎年度の事業費は、地域おこし協力隊の活動業務ということで、人件費と活動費となっている。あと、地域おこし協力隊募集関係業務ということで、地域おこし協力隊の募集・採用選考サポート業務の専門業者への委託料及びおためし地域おこし協力隊業務の委託料等となっている。なお、各年度の事業費については、一般財源となっているが、地域おこし協力隊に係る人件費と活動費は、1 人につき 4,800 千円、地域おこし協力隊の募集に係る経費は上限 2,000 千円、おためし地域おこし協力隊に係る経費は上限 1,000 千円の特別交付税が措置されているところである。現在、本町では、観光協会において情報発信やイベントの支援を行っている「観光支援員」1 名、小規模小学校における少人数学級の学習支援を行っている「ふるさと学習支援員」1 名、町内小中学校における教育情報化推進の実務的支援を行っている「学校 I C T 支援員」1 名の計 3 名で活動しているが、今後、令和 5 年 4 月 1 日付けの採用に向けて、募集・採用事務を進め、「観光支援員」・「学校 I C T 支援員」をそれぞれ 1 名ずつ増員のほか、商工会との連携による買い物困難地域での拠点販売支援を行う「拠点活動支援員」（「ひので丸」関係）1 名、社会福祉協議会との連携による、主に高齢者の「ちょっと頼みたい」ニーズを叶えられる事業やシルバーハウス制度の構築を行う「地域の活動支援員」1 名の計 4 名を採用して、令和 5 年度は 7 名で活動することを目標に、取り進め

ている。

- (部 会 員) 「地域おこし協力隊活用事業」の事業指標③「任期満了後の定住者数」に関連して、これまでの協力隊員で定住された方はどのくらい居るのか。
- (町) 隊員任期である3年を満了した隊員はこれまで1名のみであり、その1名が定住している。
- (部 会 員) 地域おこし協力隊制度でできるかどうかわからないが、社会福祉協議会も、町から指定を受けて様々な事業を実施している中で、除雪作業に従事する事業協同組合の人数が以前と比べて少なくなってきた。昔は「高齢者事業団」が組織されて従事していたが、解散後、同組合が引き受けた経緯があるのだが、今一度、高齢者事業団のような身近で頼み事を聞いてくれるような人たちを組織できないだろうか。バスの運転手や除雪の扱い手が先細りしていっている今、そのあたりの対策も必要だと思う。他自治体の話を聞くと、高齢者事業団のような組織を有するところもある。
- (町) 他部会においても扱い手不足の話題があがっており、今後、働き手の確保がますます重要になる。町としても仕事をつくって、移住者を増やさないといけないと思うが、地域おこし協力隊制度は、3年間、地域の中に入って溶け込んでいただき、将来起業して定住していただくことが理想であるためなかなか1人工ということで考えることはできない。ただ、社会福祉協議会の関係については、福祉給付課から、例えば「今日具合が悪いので、代わりに郵便局に行ってほしい」というような、ちょっとした頼み事をしたニーズを叶えられるような事業の制度設計や、シルバー人材事業（高齢者が持つ特技を生かしてまちづくりに参加できるような事業）の仕組みづくりを考えていただく地域おこし協力隊員を1名、社会福祉協議会に派遣する形で募集する。昨年も募集したのだが、応募者がおらず、今年度、改めて募集を行うこととしており、令和5年4月1日から人材を確保できるよう努めている。
- (部 会 員) 本音を言うと、社会福祉協議会は社会福祉法人であるため営利を目的に事業を実施することは厳しいと思う。現存の高齢者事業団にお金を払って実施している自治体も管内にはある。
- (部 会 員) 移住の関係で、地域おこし協力隊というのは、外部から持ってきた地域活性化のアイデアを町に持ってきて反映させる役割があり、「移住者を引っ張ってくる」役割というのはまた別に考えなければならない。町においてこれから移住に関して力を入れるということであれば、「移住コーディネーター」の創設で

あるとか、移住窓口の施策を考えていただきたい。下川町もコーディネーターを設置しており、その中で、全道のコーディネーターたちが連携をとってイベントを結構開催しており、「この町での移住が難しかったら、そっちの町はどうかい」というようなネットワークを持っている。ぜひ、コーディネーターの創設に関して、移住施策の中に組み入れていただけるとありがたい。

- (町) 地域おこし協力隊の窓口も財務企画課で担当しているが、実際、隊員が担当している業務の遂行だけで一日が終わってしまう状況にあり、自己研鑽や将来の起業に向けた研修を受講する時間がなかなか無いような状況になっている。雄武町は協力隊制度の活用が後発であったため、体制的には不十分ではあると思っている。やはり、将来町内で起業していただくには、もう少し、担当業務にすべての時間を割くのではなく、隊員本人のやりたいことや、地域の方々と交流する時間を確保することが必要だと思っている。移住コーディネーターの創設については非常に参考になる。下川町や西興部村など地域おこし協力隊員が多い自治体の先進的な事例を参考にしていきたい。
- (部 会 員) 同じような人口規模で移住者が多い他自治体を見ると、正直悔しい。
- (部 会 員) 下川町は森林組合や森林関係にとても力を入れているように見える。移住者が来るのは、來るための「何か」が町にあるからである。基礎的なものが雄武町は足りないのでは。下川町に集まる理由がある。正直うらやましい。下川町の役場職員は本州からも来ているという。そうやって移住者が集まっていき、町全体が盛り上がっているのではないか。

【住民生活課】

住民生活課は戸籍住民係、環境衛生係、住民活動係の3つの係があるが、総務・行財政部会に関係するのが戸籍住民係と住民活動係が所管する13の事業となる。それぞれの概要を説明する。

◎戸籍住民係所管分

①戸籍総合システム事業 (P37) ※継続事業

住民生活課では、住民登録事務と合わせて、戸籍事務も統轄しており、戸籍のコンピュータシステムの利用料を5か年分計上したものである。なお、令和5年度に戸籍総合システムの改修業務4,614千円を計上しているが、これは、戸籍とマイナンバーを紐づけて、全国どの市町村窓口でも戸籍証明が取れるようにするためのシステム改修となっている。今は基本的に本籍地の市町村窓口でしか証明をとることができないが、この改修によって、

本籍が札幌市にある雄武町民が雄武町の窓口でも戸籍謄本が取れるようになる。

②住民基本台帳ネットワークシステム事業（P38）※継続事業

マイナンバー制度の基盤となっているのが、この住民基本台帳ネットワークシステムであり、全国の市町村の住民基本台帳が相互に連携しているこのシステムの運用を図っていくための事業ということで、マイナンバーカードの交付手続きもこの事業の中で対応している。

③窓口業務効率化検討事業（P39）※新規事業

後期基本計画の中で新たに取り組もうとする新規の事業。行政のデジタル化、民間に比べて遅れているというのが実情であるが、今、話題となっているマイナンバーカードの普及を機に、本町においても時代遅れにならないように、例えば「小さな自治体でも住民票や戸籍謄本をコンビニでとれるよう対応する」だとか、「役場窓口にタッチパネルを置いて、画面操作で申請書の作成ができるようにする」といったようなことを実現するために、まずは2か年の検討事業から着手して、残る3か年のうちにシステム等の導入を果たしたいと考えている。

◎住民活動係所管分

①地域ぐるみ防災推進事業（P54）※継続事業

防災に関する事業で、近年では令和元年度に魚田地区で大きな防災訓練、自衛隊や気象台、北海道と連携した訓練を実施し、その後、コロナ禍ということで、沢木や幌内地区での避難所運営体験、職員向けの防災訓練を継続的に実施している。小学校での一日防災学校も毎年実施している。後期計画でもこれらの取組を継続するとともに、やはり町民の皆さんの防災意識を高めるというのが、特にこの災害の少ない地域では重要だと思うので、本年度、最新版のパンフや防災マップ、Webで公開するデジタルコンテンツの作成に取り掛かっており、来年春には、町民の皆さんにお示しできる予定となっている。令和5年度に「防災のしおり多言語版の作成」とあるが、これは、現在作成中の日本人向けのしおりについて、外国人向けにも作成するものである。

②災害備蓄推進事業（P55）※新規事業

令和3年度に災害備蓄倉庫をふるさと100・メモリアル広場の斜め向かいの辺りに整備をし、避難所開設等緊急時に必要な物資を備蓄している。この倉庫のほかにも雄武、幌内、魚田、沢木地区の集会施設にも分散して備蓄品の充実に努めている。令和5年度には土のう等をパレットでトラックに積載するためのフォークリフト購入、令和6年度には倉庫内スペースを有効活用するための中二階を整備する計画としている。

③防災行政無線設備等維持管理事業（P56）※継続事業

事業名のとおり、防災無線の維持管理を図るため、機器類を年次的に更新していくものである。

④防災通信機器多重化事業（P57）※継続事業

津波やミサイル、避難所開設等の緊急情報を伝達するための手段として、先ほどの「防災行政無線」のほか、「緊急速報メール」「町ホームページ」「町公式 Twitter（ツイッター）」の 4 手法を確保しているが、防災無線が聞こえない地域で携帯やスマートを持っていない人は、津波や緊急情報を得る手段がテレビやラジオ以外にない。こうした町民が町内にどのくらいいるのか調査を行い、事業費や必要性等も確認しながら、必要であれば令和 6 年度に導入を図りたいと考えている。

⑤防犯・暴力追放団体運営補助事業（P58）※新規事業（既存事業の一本化）

住民生活課では町民団体 6 団体の事務局を担当しており、そのうちの 2 団体「雄武町防犯協会」と「雄武町暴力追放運動推進協議会」に対する運営補助金、並びに防犯協会の上部組織である「興部地区防犯協会連合会」への負担金である。

⑥公用車更新整備事業（P59）※継続事業

住民生活課所管の公用車に係るリース料。令和 9 年度にリース期間終了時に買取予定としている。

⑦交通安全対策特別交付金事業（P60）※継続事業

事業費の一部に「交通違反反則金」を原資とした交付金を充てているもので、町道の区画線塗装やスノーポール等の整備をおこなっているものである。

⑧交通安全団体運営補助金（P61）※新規事業（既存事業の一本化）

先ほど触れた町民団体 6 団体のうち 3 団体が交通安全団体ということで「雄武町交通安全推進委員会」と「雄武町交通安全協会」と「雄武町交通指導員会」に対する補助金。なお、「交通指導員会」に対する補助金は「交通安全推進委員会」の予算の中から賄われている（指導員 1 人につき 1 万円）。これに加えて、交通安全協会の上部組織である「興部地区交通安全協会連合会」への負担金という内容である。

⑨自治会運営補助金（P62）※継続事業

雄武町には全部で 29 の自治会があり、主に自治会の防犯灯に係る経費について補填するための補助のほか、「ふれあい町づくり応援補助」というものがある。ふれあい町づくり応援補助の内容を簡単に説明すると、「①町内会で除雪活動を行った場合に対する補助」「②花壇づくりを行った場合に対する補助」「③清掃活動（ごみ拾い）を行った場合に対する補助」「④災害時に備え、自主防災組織を設置した場合に対する補助」「⑤自主防災組織を設置し、防災活動（避難訓練や防災グッズの配布）を行った場合に対する補助」、以上のように

なメニューがある。この中で、「ごみ拾い」と「自主防災関係」が本年度から拡充したものである。ただし、実情としては活用率が低いのが現状で、認知度不足もあると思うので、もっと活用されるよう町としてもしっかりPRしていきたいと考えている。

⑩雄武町自治会連合会補助事業（P63）※継続事業

これも自治会の関係であるが、全29自治会の自治会長が会員となっている連合会組織への補助である。活動内容については、研修や交流会等によって自治会相互の連携を高めることを主としており、ここ2~3年、コロナ禍で色々と制限がある中で、今年は、町長との意見交換会を開催した。

（部会員）自治会のあり方という根本的なところは別として（必要なものとして）、日本人世帯のみが加入できるという状況なのか。外国人は加入できないのか。

（町）町としては全くそういう規定はない。自治会の対応になっている。

（部会員）今まで外国人実習生は数年で帰ってしまうこととなっていたが、試験を受けて特定技能の在留資格を取得した方が雄武町にも何人か来ており、ほとんど外国人労働者としてずっと日本に居ても良いような形で来ているため、そういった方々は自治会に入ったほうが楽しいし、町が盛り上がるかと思う。職場を通じてでもよいので、加入の働きかけをしても良いのではないか。

（町）自治会の加入率も低迷しており、外国人人口が多い行政区では加入率が8割になっている自治会もあるため、連合会の中でも加入について協議していきたい。

（部会員）私の自治会にも外国人実習生がかなり居る。そういった話は雇用主に積極的にアプローチしてもらったほうが良いかと思う。国によって文化が異なるため、自治会活動というものが何かということを理解していただくことがまず必要かと思う。以前とは違って、ごみ出しの問題は無くなった。町や企業の努力もあると思う。地域ぐるみ防災推進事業で、若い行政職員は地元出身者が少ないため、どこにどの町民が住んでいるかをわかっていないかと思う。これは昔からではあるが、いざ災害となった場合に困るため、よくわかるような方法を考えていかなければならない。

（町）我々も危機感を持っている。平成28年頃の大雨対応における土のう作成・土のう積みを最後に、行政職員が大雨災害対応に携わっておらず、それ以降に入庁した職員は災害対応を経験しておらず、町外出身者はどこの川が溢れやすいかということもわからない状況である。そのため、消防と協力し、本年8月にまずは土のう作成から共同作業する形で始めた。来年度以降は、氾濫しやすい箇所に土のうを運搬し積む訓練を実施したいと考えている。

- (部会員) 数年前に大雨で幌内川が氾濫の危険性があった際に感じたのだが、職員は右往左往して大変だった時だったかと思うが、川縁に住む高齢者の住宅が危険な状態だということで様子を見てほしいと連絡をしたのだが、職員はその場所がわからなかった。結局は、幌内在住の漁組の人が来て対応したという経緯もある。その頃から町外出身の職員は「どの辺りにどの町民が住んでいるか」を掌握していないのだということもあった。災害が無いに越したことはないのだが、いざ起こった際の対応を考えると、対策は必要かと思われる。
- (町) 町民の訓練と併せて、職員自体の訓練を積極的に実施する必要があるかと思う。
- (部会員) 昔の町長は自治会の会議などでよく「限界集落」と言っていた。上幌内の集落が誰もいなくなり、今、一部の自治会は数戸だけである。一時期、自治会の「町内合併」というのも騒がれたが、これからそういったことも検討していかなければならない段階になったのではないか。
- (町) 基本的に町から自治会に対して働きかけはできないが、自治会間で話し合いを行い、町に相談があれば、調整役のような形で話を持っていくことはできる。
- (部会員) 市街地区において、人数が少なくなってきたが昔からの経緯があって合併は難しいという自治会も中にはある。
- (部会員) 実際大変である。(少ない戸数の自治会については、少なくとも) それでも続けていくというので致し方ないと思う。民生委員の場合は、戸数で地区を分けていたためまだ支障はないが、選挙の場合は、なかなか投票区内で対応する人(投票立会人)を頼むことが厳しくなってきた。他の投票区から応援に来てもらうという時代になっているので、その辺りも色々と考える必要があると思う。
- (部会員) 一時期、「自治会不要論」も出ていた時期があった。「自治会に入っていることに何のメリットがあるのか」と言われた時、それらしい回答はするが、明確に答えることができず、なかなか難しい。ただ、いざとなったときに役に立つ。葬祭は自治会でないと、どんなに葬儀社が頑張ったとしても費用を抑えるのは難しいと思う。
- (部会員) 自治会の一番大きい仕事はお葬式だが、コロナでそれも少なくなり、役員5～6人で対応するようになった。
- (部会員) 自治会が協力することで遺族が負担する経費をかなり抑えられるためメリットはある。全て葬儀社に依頼するとかなり高い。他自治体で行われた葬儀に参列した際、見積もりを見せてもらったら、7割ぐらい高かった。そう考えると小さなお葬式しかできなくなってしまうと思う。

(部会員) 自治会問題は想定よりももっと足早に来る可能性が高い。

【消防支署】

5つの係の8事業について説明する。

①消防職員被服等貸与事業 (P291) ※新規事業

防火服の更新は定期的な更新が必要であり、防火服は、火災のみならず、救助などの災害現場に出動する時に着装し、様々な危険から身を守ってくれる消防士にとって必要な不可欠な装備であり、2か年計画で更新し、新職員採用の被服についても整備する事業である。

②消防職員教育訓練事業 (P292) ※継続事業

職員に対して北海道消防学校において必要な知識、技術の習得を図り各種現場活動時に活用する資機材等に係る法的資格の取得、登録費用が主な事業である。

③予防対策資器材整備事業 (P293) ※継続事業

町民に対して防火、防災をPRすることを目的としたPR用品の購入費や、防火指導時に活用する資機材の購入を目的とした事業である。

④消防資機材整備事業 (P294) ※継続事業

消防特有資機材の保守整備や、消火用ホースの更新、救助活動時に隊員を保護する墜落防止器具の購入、災害時等（捜索・海難救助・火災時の空中撮影）に活用する災害用ドローンの購入事業である。

⑤消防施設整備事業 (P295) ※継続事業

防災拠点である消防施設の維持管理を図り消防ポンプ車の保守点検、デジタル無線の保守、更には、老朽化が著しい各分団のサイレン塔の改修、改築を目的とした事業である。

⑥消防車両更新事業 (P296) ※継続事業

消防車両は災害時即応体制の根幹を成すことから、計画的な更新が必要とされ、消防車は購入から35年、救急車については10年から15年を目途に更新しており、出動に支障を与えないことを目的とした事業である。

⑦救急業務体制整備事業 (P297) ※継続事業

救急救命士に対して定められているプロトコール（規定）により2年間で128時間（医師の指導下）の研修を実施することで、高度な救急処置を実施し、救命率の向上が図されることを目標とした事業である。

⑧消防団活性化事業 (P298) ※継続事業

消防団員の年報酬、入団時における被服整備、団員間の親睦を図るための福利厚生などの事業であり、主に少子高齢化による団員の減少を抑えることが課題になっている事業で

ある。

(部会員) 現在の消防庁舎は業務に支障ないのか。

(町) 昭和48年に建設された庁舎であるが、耐震基準は適合している。庁舎建設時、消防職員は10名であったが、現在は17名であり、手狭ではあるが、毎年改修整備をしながら、うまく使っていく形をとっている。

(部会員) 管内でも庁舎の建替が行われており、大型化している。雄武町はかなり窮屈そうに思える。

(町) 新聞でも報道されているが、各地域においても緊急防災・減災事業債を活用した消防庁舎の建替が始まっている。本町においてはまだ大丈夫だと思っている。

(部会員) 雄武町は、救急出動数は多いほうか。

(町) 多い。年間約250件、興部町は170件程度である。

(部会員) 緊急的だと判断して119番通報しているかとは思うが、タクシ一代わりのようない（救急搬送の必要がないような）軽症者の利用が多いのか。

(町) そういう場合もある。ただ、意外と軽症だと家族や周りが思っていても、救急救命士が確認すると重症化が激しい場合もあるため、軽率には扱えない。

(部会員) 転院搬送が多いのか。

(町) 多い。250件のうち、100件ほどが転院搬送である。脳疾患、心疾患が多い。

(部会員) 消防支署と国保病院とで連携をして救急搬送を実施していると思うが、広域紋別病院への搬送が必要な場合、まずは患者を国保病院に搬送し、医師の判断を得てから動くということなのか。

(町) 今は直送（直接、現場から広域紋別病院へ搬送）ありきで考えている。ただ、受入側が受け入れられないことはある。

(部会員) 国保病院の病院長が転院先へ連絡をとるのか。

(町) 広域紋別病院側も二次病院であるためドクター・トゥ・ドクター（Doctor to Doctor）が基本。雄武町の250件、興部町の170件が全て広域紋別病院に集中すると、広域紋別病院の体制が崩壊してしまう。名寄市立病院はドクタークーを有しており、下川町又は西興部村において、雄武町から出発した救急車と落ち合い搬送するという手段もある。また、ドクターヘリ（道北ドクターヘリ）は旭川市から30分で来るため、119番通報があった際に、聞き取りでヘリが必要だと判断された場合は、その時点で要請をかけるため、遅くとも1時間以内には搬送できるという体制をとっている。

(部会員) 地理的に考えると、名寄市立病院が、施設が整っている病院としては一番良い

のではと思う。

(町) 名寄市立病院は三次病院（三次救急医療機関）であり、広域紋別病院は二次病院である。いきなり三次病院に搬送するのは、国としてもイメージが無いとうように思う。また、管轄も、名寄市立病院であれば旭川圏に入ってしまう。本来、雄武町の救急活動プロトコール（規定）としては、北見日赤病院（オホーツク圏）となるため、そういう狭間もあると思う。その中で搬送手段を考慮しなければならないことが沢山出てくる。国保病院も救急指定病院であり 24 時間 365 日受入体制をとっている。救急救命士は医者の指示がないと特定医療行為が行えないため、国保病院も 24 時間体制 365 日体制をとっていることを認識していただきたい。ドクターカーは、ドクターヘリを呼べない場合の次の手段となる。

(部会員) ドクターヘリは旭川が一番早いのか。

(町) 早い。

(部会員) やはり早く来てくれるところのほうが良い。北見市まで搬送というのは距離的にも時間的にも現実的でない。名寄市であれば 1 時間半程度で行けると思う。

(部会員) オホーツク管内は特殊な地形であり、ましてや本町は端であるため大変である。

(町) 脳疾患について、皆さんから「すぐ名寄市立病院まで運んでほしい」と言われるが、色々な制限があり、まず血圧を下げなければ搬送できないため、まずは一次病院で処置することとなることをご承知おき願いたい。

【総務課】

総務課所管の第 6 期雄武町総合計画後期基本計画に登載予定の実施事業、11 事業について、簡単に説明する。

①奨学金貸付事業（P1）※継続事業、単位施策 5-22-1

総務課所管の 2 つの奨学金制度の活用により、不足する技術系職員の確保を図るための事業である。1 つ目が、「医師・保健医療技術者修学資金貸付」で、内容については、将来、医師、薬剤師、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師又は臨床工学士となり、雄武町の職員として勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金の貸付をするものであり、貸付金額については、月 8 万円以内となっている。なお、この修学資金の貸付を受け、雄武町職員になった者については、修学資金の貸付と同じ期間、町職員として勤務すれば、貸付金の返還が免除されることになっている。例えば、大

学4年間、月額8万円修学資金を4年間借りた場合、合計で384万円の貸付を受けることになるが、4年間、雄武町職員として勤務すれば、返還しなくても良いということである。2つ目が、「建設技術職員養成奨学金貸付」である。これは、雄武町内で不足する土木技師や建築技師の確保を図るためにもので、修学に要する費用として月額8万円ないし10万円の貸付のほか、入学金についても最大80万円の貸付を行うものである。この制度についても医療技術者と同様に、修学資金の貸付と同じ期間、町職員として勤務すれば、入学金を含む貸付金の返還が免除されることになっている。なお、この制度については、やむを得ない理由により、町職員となれなかった場合についても、町内の事業所に勤務した場合は、就学資金の貸付と同じ期間、町内民間企業で勤務すれば、入学金については全額、就学資金については、貸付額の2分の1の返還が免除されることになっている。

②組織活性化事業（P2）※継続事業、単位施策 5-22-2

町職員の資質や能力の向上、職場環境の改善等を図るための事業である。具体的には、人材育成を目的として、地方公務員法の改正により平成28年度に導入された「人事評価制度」について、雄武町においても令和4年1月1日から評価結果を給与に反映させるなど、本格運用を始めたところであるが、この人事評価制度における公正性、透明性、納得性、信頼性のさらなる確保に努めるため、評価者および被評価者に対する研修などの実施により、制度のさらなる確立を目指すものである。また、多様化する行政ニーズや様々な政策課題に迅速かつ的確に対応できるよう、職員個々のスキルアップを図るため、年齢、職種、職責等を考慮した上で、各種研修に職員を派遣し、効果的に知識の習得や能力の向上を図るなどの職員研修の実施を計画している。そのほか、働き方改革や職場環境の改善については、常に意識をしなければならない事項であり、先進自治体の事例の研究をしたり、庁内に設けている衛生委員会や管理職員会議の場などを通じ議論をし、より良いものを取り入れていきたいと考えている。

③雄武町自治体DX推進事業※継続事業、単位施策 4-19-1

現在、国は、デジタルの力で、地方の個性を活かしながら社会課題の解決と魅力の向上を図るデジタル田園都市国家構想の推進を図っているところであり、雄武町においても、今年度、北海道の事業を活用して、若手職員やICTに精通した職員からなるワーキングチームを立ち上げ、業務のデジタル化に向けた方針を年度末までに策定する予定であり、その方針をもとにICTの活用による業務の効率化や省力化を図り、職員の業務量に余力を作り、その余力を新たな業務に生かしていくという考えである。

④光通信設備等運営事業（P4）※継続事業、単位施策 4-19-1

すべての町民が等しく、いつでも光ブロードバンドを利用することができる環境を維持

するための事業であり、具体的には、新規加入に伴う光通信設備の増設、自然災害等に伴う光通信設備の補修等を行い、光ブロードバンドサービスの安定した提供を行うほか、安定的な光ブロードバンドサービスの提供を図るため、民間通信事業者（NTT）とのIRU契約（関係当事者の合意がない限り破棄又は終了させることができない長期的・安定的な契約）により、光ブロードバンドの運用を行うものである。

⑤北海道電子自治体プラットフォーム(HARP)推進事業(P5) ※継続事業、単位施策 4-19-1

国が推進する「行政手続のオンライン化」に対応するため、北海道独自の共同アウトソーシングである北海道電子自治体プラットフォーム（HARP）を北海道内の自治体共同で運用する事業である。具体的には、役場に出向くことなく、自宅から各種手続きが可能となるシステムの開発運用をおこなっているところであるが、現在のところ、まだ、雄武町ではオンラインですべて完結する手続きについては、限られており、様式のダウンロードが中心であることから、住民周知も含め、今後の課題となっている。

⑥雄武町公共ネットワーク整備事業（P6）※継続事業、単位施策 4-19-1

庁舎内及びその他行政施設内の公共ネットワークの構築及び整備を行う事業である。今後5年間において予定している事業であるが、令和5年度に、庁舎内の古くなり通信速度も遅くなっているLAN配線の交換を予定しており、また、現在、全職員のパソコンについては、サーバ側で処理のほとんどを行い、職員の端末では必要最低限の処理しか行わせないシンクライアント方式を採用しているところであるが、令和6年度に、そのサーバの耐用年数が経過することによる更新を予定している。

⑦情報管理一元化事業（P7）※継続事業、単位施策 4-19-2

各種行政システムの更新等に係る契約事務等を一本化することで事務の効率化及び事業費の抑制を図り、システムの統一によりセキュリティ水準を高度に保ちながら業務の運用を図ることを目的とした事業である。なお、令和7年度までに全国の自治体は、地方公共団体情報システム標準化法に基づき、住民基本台帳や個人住民税など計20業務について、国が定める標準仕様書に合ったシステムへの移行が義務付けられており、その対応が必要となっている。

⑧個人情報保護適正化事業（P8）※継続事業、単位施策 4-19-2

サイバーセキュリティ基本法やマイナンバーに関する法律により、マイナンバーを扱う者に対する研修や、マイナンバーを含む個人情報に関する取扱いが適正であるかどうかを自己検証することが義務付けられており、法にのっとって研修会の開催及び自己点検を実施するものである。なお、令和9年度に5年を周期とした、組織における情報の機密性や完全性、可用性を維持していくための方針や行動指針としての「情報セキュリティポリシ

ー」と、マイナンバー事務に関する取扱いマニュアルの改定が必要になっている。

⑨町広報紙発行事業（P10）※継続事業、単位施策 5-20-2

スマートフォン等の普及もあるが、まだまだ、行政情報の最も有効かつ最大の発信媒体である、広報紙についての発行に関する事業である。なお、令和5年度からは、表紙及び裏表紙を毎月カラーにしていきたいと考えている。

⑩雄武町統計調査員協議会補助事業（P10）※継続事業、単位施策 5-20-3

雄武町統計調査員の資質向上及び情報交流・協力を図り、精度の高い統計調査を推進するために、同協議会に対し補助をするものである。令和5年度については、雄武町統計調査員協議会が50周年を迎えることから、記念誌の発行や調査員の表彰等の記念事業を予定しているため、補助金を10万円上乗せしている。

⑪雄武町基本調査実施事業（P11）※継続事業、単位施策 5-22-1

国勢調査実施年以外の年に、国勢調査と同様の調査である雄武町基本調査を実施しており、本調査の実施により、各種事業の推進や計画の策定において最新のデータを活用することが可能となっている。

（部会員） 医師・保健医療技術者修学資金貸付の利用状況は。

（町） ここ2、3年は利用者がいない状況である。現在、役場に勤務している一部の保健師については、就職説明時に制度案内し、大学4年の1年のみ利用いただいた。大学入学時からの利用が理想ではある。

（部会員） 建設技術職員養成奨学金貸付の利用状況は。

（町） 本制度は平成31年4月から開始しているが、残念ながら利用実績は無い。

（部会員） 建築士を目指すにあたって、4年制の大学、大学院の修士課程（2年間）も含めると、月10万円というのは足りないが、あくまでも補完と考えて、また、貸付期間分勤務すれば返還免除となるのはとてもありがたいことだと思う。

（町） オホーツク管内全体でも土木技師・建築技師の人材不足は問題となっている。これから令和5年度採用に向けて、西紋別地区町村会（興部町・雄武町・滝上町・西興部村）4町村の広域連携事業として、技術系専門職員の人材確保をPRする取組を、財務企画課が担当になって実施される予定である。

（部会員） 人を集めるのは本当に大変である。小規模自治体でも人が集まるのは都市周辺の自治体に限られている。

（部会員） 都会の暮らしを経験してしまうと、Uターンは難しい。

（部会員） 出張で東神楽町に行く用事があり、話を聞いてみると、旭川市から町に働きに来ているとのことであった。とても羨ましく思った。

- (町) 本年度、雄武中学校・雄武高校のインターンシップを受け入れており、その際にも「ぜひ雄武町で働いて」と呼びかけはしている。
- (部会員) 町内の小学校が次々と閉校している。町内の学校をひとつにして、小中高一貫の教育の仕組みが作れれば、エリートを育成できるのではないか。
- (町) 雄武高校も進学率が高くなっている、高校を卒業してすぐ働く人たちが少なくなった。町外に出ると、雄武町に戻ってこないというのは現実としてある。
- (部会員) 残念なことに、能力のある子は町外へ出て行ってしまう。雄武高校を存続させるためにはまだ良いが、（少子化による児童生徒数の減少で、）高校以前の問題になってしまいではないか。

【税財管理課】

税財管理課の全 10 事業について説明する。なお、前期計画からの継続事業は 8 事業、後期計画からの新規事業は 2 事業である。

◎課税係所管分

①固定資産税支援システム更新（整備）事業（P27）※継続事業

5 年間で計 13,896 千円の事業費を計上している。航空写真に筆界線や家屋外形を重ね、所有者情報と紐付けしているシステムである。毎年の土地・家屋の異動内容を春に委託業者へ渡し、9 月にデータ更新される。令和 6 年度に事業費が多くなっているのは、現在使用している航空写真が平成 28 年撮影のものであり、令和 6 年度に令和 4 年撮影の航空写真に更新するためであり、併せてプリンターも更新する。

②標準宅地鑑定評価委託事業（P28）※継続事業

3 年に一度の土地の評価替えのための鑑定評価を不動産鑑定士に委託するもので、令和 7 年度に 4,083 千円の事業費を計上している。なお、今年度実施した令和 4 年度調査は令和 6 年 1 月 1 日現在の評価に反映されることとなり、今回計画に計上した令和 7 年度調査は令和 9 年 1 月 1 日現在の評価に反映される。

③エルタックス（地方税ポータルシステム）推進事業（P29）※継続事業

毎年同額の 1,182 千円、計 5,910 千円が計画事業費で、これは審査システムの使用料（毎月払い）と地方税共同機構の運営経費負担金である。

◎収納係所管分

①町税等収納率向上対策事業（P30）※継続事業

通常行っている口座振替の推進、特別徴収対象者の拡大や滞納処分の強化を行うとともに、令和 5 年度から実施するコンビニ収納について事業登載している。なお、事業費につ

いては経常予算に計上している。令和 5 年度からコンビニ収納を行うにあたって、クレジット収納やモバイル決済についての調査・検討を今後進めていく。

◎管財係所管分

①ホテル日の出岬施設整備事業 (P31) ※継続事業

5 年間で 270,974 千円の計画事業費となる。令和 3 年度から 3 か年計画で始めた客室リニューアル（室内改装、室内機・室外機更新、廊下エアコン設置）の最終年度として 3 階客室のリニューアルを行う。ホテル日の出岬は平成 10 年 12 月にオープンして以来、20 年以上が経過しており、各所老朽化が進んでいることから、機器の更新、機能維持のために必要な工事を年次計画で行う。令和 6 年度の「魅力向上対策検討」は現段階では予算を計上していない。客室のリニューアルは「機能維持」と「魅力向上」の合わせ技として実施してきたが、それ以外にも、町内民宿の廃業によるシングルユースの需要への対応や、ペット同伴宿泊などの魅力向上策を検討する。

②ホテル日の出岬運営支援事業 (P32) ※継続事業

平成 28 年度から、日帰り入浴部門の収支の不足分を補い経営の安定化を図るために始めた補助であり、毎年同額の 14,700 千円を計画事業費としている。

③町有施設 LED 化整備事業 (P33) ※新規事業

前期計画期間で街路灯 LED 化整備事業を終え、後期計画期間では団地内防犯灯の LED 化を行う。なお、計画書には団地内の LED 化のみ記載されているが、これは、既存照明（蛍光管）が製造中止となり、LED 化が進んでいることを踏まえ、町有施設全体についても将来的に LED 化することを見据え、事業名を「町営施設」ではなく「町有施設」としている。

④役場庁舎整備事業 (P34) ※継続事業

公共施設等総合管理計画の下位計画である個別施設計画として役場庁舎の長寿命化計画を策定するもの。

⑤町有施設整備事業 (P35) ※継続事業

社会資本整備総合交付金を使えない町営住宅や町有住宅等の計画的整備を行うもの。

⑥町有施設解体事業 (P36) ※新規事業

旧吉川旅館を解体するものだが、できれば国の補助を受けて行いたいことから、令和 5 年度は補助事業を探し準備する期間とし、6 年度に実施する計画とした。

(部 会 員) 訪問徴収をする専門の職員が昔は居たと思うが、今は事務職員のみで実施しているのか。

(町) 昔はいたが、今、その当時よりも訪問徴収している件数は減っている。定期的に訪問しているのは 10 件もないため、当時のように専門的な人を置く必要は

ない。収納率もよくなってきてている。事業名としては収納率が上がるよう見えるが、「無理矢理徴収しましょう」ではなく、自主的に納めやすいようにする。納付書の払込は、役場の窓口は17時15分まで、金融機関だと15時までだが、コンビニだと24時間可能になる。税金を払いやすくはなるが、払わない人が払うことになるとは限らない。

(部会員) 滞納額はいくらぐらいなのか。

(町) 約1,764万円である。

(部会員) 旧吉川旅館は町において取り壊すということだが、全額、町でお金を出すということか。土地等の権利関係はすべて町に移ったのか。

(町) 今の計画では全額、町の一般財源ということになっているが、空き家等の解体について国の補助制度があり、補助対象となるためにはどうすれば良いかを関係所管課と協議している。具体的には、除却だけでなく、跡地利用まで必要になってくる。単純に解体して更地にしただけでは補助金の対象にはならない。その後どう利用するか。その利用方法も、地域活性化のための利用に供すること（跡地の公益的利用）に限られている、対象外の用途に利用されていなかつたため会計検査院の指摘があった事例もある。そのため、解体したいのだが、その後をどうするか検討が必要である。

(部会員) 土地の権利等はどうなっているのか。

(町) 全て町に寄附されているため、建物も含め町有施設となっている。

(部会員) 建物に資産価値がなく、土地そのものに価値があるのであれば、建物を更地にしてから寄附いただいたほうが良いと思う。

(町) 基本的には寄附を受ける際には、建物が残っている場合は解体してからということになっている。ただ、この件については、寄附当時、旅館をそのまま使うこととしていたため、建物ごとの寄附となった。

(部会員) どんどん空き店舗、空き家が増えていくので、大変だと思う。

(部会員) 吉川旅館の向かいの建物が倒壊の危険がある。

(部会員) 確かに危ない。幸い隣の建物に人が住んでいないからまだ良いが。

(部会員) あの辺りの建物は昔から斜めになっており、昔から色々と言われていた。空き家対策の解体費用の支援についても決めていかないといけないと思う。

4 その他

○全ての専門部会での審議の終了後、事務局において意見書の取りまとめを行い、整理した上

で、部会長と協議の上、付帯意見を決定し、11月22日（火）に開催する策定審議会において答申案を審議する旨企画調整係長から補足。

5 閉会（閉会時刻：午後8時25分）